

起業プラザひょうご利用規約

NPO法人コミュニティリンク

(第1条 適用範囲)

本規約は公益財団法人ひょうご産業活性化センター(以下、「産業活性化センター」といいます。)が開設し、特定非営利活動法人コミュニティリンク(以下、「当法人」といいます。)が受託運営する「起業プラザひょうご」において提供されるサービスを利用する会員すべてに適用されます。

(第2条 入会)

1. 起業プラザひょうごの利用を希望される方は、本規約を承認の上、起業プラザひょうご所定の方法により入会手続きを行い、産業活性化センターの承認を得た上で所定の会費等を納入するものとします。
2. 前項に定める入会手続きの全てを完了された方は、起業プラザひょうごの会員となります。
3. 入会手続きの際には、以下をご用意頂いた上で、起業プラザひょうごの店舗(以下単に「店舗」といいます。)までお越しください。
 - ①本人確認書類(運転免許証、パスポート、学生証など)
 - ②月会費支払い先の銀行口座のお届け印
※スモールオフィス及びワーキングデスクを契約しない場合、クレジットカードでも可。
 - ③当法人が別途定める入会金、利用料金の当月及び翌月の月会費
4. 起業プラザひょうごの入会資格を有する方は、以下の各号を全て満たす方とします。ただし、その他当法人がご利用に相応しくないと判断した場合には、入会をお断りすることがありますので、ご了承ください。
 - ①中学生を除く満15歳以上で、本規約を承認し、諸規則を遵守する方。
 - ②起業後概ね5年以内である方、起業予定である方または新事業展開の場合で起業プラザひょうごの利用が適当と認められる方。
 - ③政治活動、宗教活動目的でない方。
 - ④営業目的、勧誘目的でない方。
 - ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
 - ⑥過去に起業プラザひょうごで除名処分となったことがない方。
(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)
5. 未成年の方が会員になる場合には、当該未成年の保護者の署名がなされた保護者同意書を提出しなければならないものとします。この場合、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
6. 会員となる方は、入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、メールアドレス、現住所、緊急連絡先と電話番号、及び会費決済に必要な情報その他当法人指定のフォームの入力事項に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。

(第3条 契約期間)

1. 入会当初の契約期間は入会日の属する月の5ヶ月後の月の末日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までとし、以後の契約期間は、当月1日より末日までの1ヶ月間となります。
2. 第5条に定める手続に従い退会手続を行わない限り、契約は同一内容にて更に1ヶ月間自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。

(第4条 諸会費・諸料金)

1. 会員は、当法人が別途定めた起業プラザひょうご利用のための月会費、料金、その他費用(以下、併せて「諸会費」といいます。)を当法人に対して支払わなければなりません。
2. 前項に定める諸会費の金額、支払時期、支払方法等は当法人がこれを定めます。
3. 会員又は会員となる方は、入会日の翌々月以降の月についての諸会費等の前払いをすることができるものとします。
4. 月途中の入会日においても、入会月の諸会費等は満額発生します。
5. 会員は、起業プラザひょうごを現実に利用していない場合であっても、諸会費のお支払いが必要となります。
6. 諸会費の支払いを滞納している会員は、起業プラザひょうごを利用することができません。
7. 一旦お支払いいただいた諸会費は、法令の定め又は当法人が認める特段の理由がない限り、返還いたしません。

(第5条 退会)

1. 会員が本契約を解約して退会するときは、第6条の定めに従い、退会届の提出をする必要があります。
2. 会員は、退会届を提出した場合であっても、退会日までは、起業プラザひょうごを通常どおりご利用いただけません。

3. 会員は、退会届を提出した当月までの諸会費を払うものとし、未払いの諸会費は、退会をもって免除されるものではなく、会員は退会後もその支払いの義務を負うものとし、
4. 代理人による退会手続又は電話その他の書面によらない方法による退会手続は、当法人が認める場合を除き、受け付けることができません。

(第6条 当法人への届出)

1. 会員が当法人に対して届出を行う場合には、当法人所定の届出書類に必要事項を記入のうえ、これを当法人に対して提出することが必要です。
2. 届出書類の提出があった場合、以下の各号に定める日より、その届出内容に係る効力が発生するものとし、
 - ①15日以前に届出書類を提出した場合 翌月1日
 - ②16日以降に届出書類を提出した場合 翌々月1日
3. 届出書類は、店舗において当法人に対して直接提出していただきます。店頭までお越しいただけないやむを得ない事情がある場合は、当法人からメール添付にて届出書類をお送りしますので、会員において必要事項を記入した届出書類の送付を当法人が受理することをもって、届出書類の提出がなされたものとみなします。

(第7条 登録内容の変更)

1. 会員は、氏名、登録の住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当法人にご連絡ください。当法人所定の手続により変更を行っていただきます。
2. 会員宛に郵送又はメールで通知をする場合、当法人は会員から届出のあった住所又はメールアドレス宛に行うものとし、前項の変更手続がなかったこと、又は遅延したことにより会員が不利益を被ったとしても、当法人は一切責任を負いません。
3. 会員が第1項に定める手続を怠った場合もしくは郵便物又はメールの送付を希望しない場合、当法人からの通知は、当該通知が通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(第8条 会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき
3. 死亡したとき
4. 「起業プラザひょうご」のサービス提供が終了したとき

(第9条 除名行為)

会員が次のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると当法人において判断した場合には、会員には退会手続を行っていただきます。会員がこれに応じない場合は、当法人は会員に通知することなく会員資格の停止又は除名処分をなすことができます。また各項に該当し除名処分を受けた会員は、当該処分以降、起業プラザひょうごへの入会及び立ち入りを禁止します。

1. 登録した情報に虚偽の情報が含まれていた場合
2. 諸会費、諸料金を滞納、遅延など支払いを怠った場合
3. 金銭の授受、物品販売などの営利を目的とする活動を行ったと認められる場合（当法人が許可した場合を除く）
4. 犯罪行為、又はこれに加担や促進する行為をした場合
5. 選挙活動、宗教やネットワークビジネスの勧誘又はこれに類似する行為をした場合
6. 起業プラザひょうごの運営を妨げ、信用又は品位を傷つけた場合
7. 起業プラザひょうごを悪用し、又は悪用しようとした場合
8. 他の会員又は第三者の著作権、その他の知的所有権を侵害する行為をした場合
9. 他の会員又は第三者の財産、肖像権、プライバシー権を侵害する行為をした場合
10. 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為をした場合
11. 公序良俗に反する行為をした場合
12. 本規約に違反した場合、もしくはその疑いがある場合
13. 他の会員の迷惑となる行為をした場合
14. 法令に違反する行為をした場合
15. 反社会的勢力排除に関する誓約に反する事実が判明したとき
16. 会員申し込み後に、自らまたは社員または取引会社が反社会的勢力に該当したとき
17. その他、当法人又は産業活性化センターが会員として不適切と判断した場合

(第10条 個人情報の取り扱いについて)

当法人は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客さまの個人情報ははじめとするすべての個人情報をより安全かつ適切に取扱うことを宣言いたします。プライ

ポリシーは、ホームページに掲載いたします。

(第11条 営業時間)

起業プラザひょうごの営業時間はホームページ等に掲示いたします。

(第12条 休業日並びに短縮営業日)

1. 年末年始は休業とさせていただきます。詳細については都度ホームページ及び店舗にて告知いたします。
2. 当法人はイベント開催等に併い他に別途休業日又は短縮営業日を設ける場合がございます。その場合は事前にホームページ及び店舗にて告知いたします。
3. 前2項における休業日のほか、起業プラザひょうごは次の理由により施設の全部又は一部を休業することがあります。
 - (ア) 気象、災害等により、安全に営業を行うことができないと当法人が判断したとき。
 - (イ) 改装、施設の改造又は修理、その他の工事により営業が不可能と当法人が判断したとき。
 - (ウ) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。
4. 予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、第3項に定める事由における休業については、当法人は事前告知を要さないものとします。
5. 施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置に留まる場合には、当法人は会員に諸会費を返還しないものとします。また、第3項の事由により休業する店舗を所属の店舗とする会員の諸会費については、以下の通りとします。
 - (ア) 月間15営業日以上休業した場合は、該当月の諸会費・諸料金は全額返還いたします。
 - (イ) 月間8営業日以上14営業日以内休業した場合は、該当月の諸会費の50%を返還いたします。
 - (ウ) 月間7営業日以内の休業の場合は、所定の諸会費をいただきます。

(第13条 イベントとコミュニケーション)

1. 会員は、施設内において、当法人又は当法人の承諾を得た者が主催するセミナー・交流会・イベント等（以下「イベント等」といいます。）が開催されることを予め承諾するものとします。なおイベント等は施設の一部又は全部を利用して開催されます。
2. 当法人は、起業プラザひょうごにおけるイベント等の開催日程を出来る限り早期に会員に対して告知するものとします。
3. 会員は、イベント等を起業プラザひょうご施設内で実施することを希望する場合、当該イベント等の内容の詳細を当法人や店舗管理者と事前に相談し、そのイベント等が起業プラザひょうごの主旨に合致すると当法人において認める場合は、「セミナールーム」又は「コワーキングスペース」の一部を利用することができます。利用に際しては、起業プラザひょうごが別途定める利用規則等に従っていただきます。また、利用内容・利用方法によっては、利用料金が別途必要となる場合がありますのでご了承ください。当法人も本項に規定されたイベントの開催には可能な限り協力を行います。
4. 起業プラザひょうごの活性化や会員相互の親睦を図る目的において、本条に規定されるイベント等において、当法人が協力を求める場合、会員には、当該イベント等について、可能な範囲でご協力頂きます。

(第14条 閉業)

1. 当法人は次の理由により、起業プラザひょうごを閉業することがあります。
 - ①気象、災害等により店舗を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
 - ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
 - ③その他当法人において運営を継続することが困難又は不適切と判断したとき。
2. 前項第1号を除き、閉業については閉業日の1ヶ月前までに告知するものとします。
3. 会員は閉業日が属する月末を持って退会するものとし、諸会費については以下の通りとします。
 - (ア) 閉業により、起業プラザひょうごを利用できない期間が月間15営業日以上に及んだ場合には、該当月の諸会費・諸料金は全額返還いたします。
 - (イ) 閉業により、起業プラザひょうごを利用できない期間が月間8営業日以上14営業日以内である場合は、該当月の諸会費の50%を返還いたします。
 - (ウ) 閉業により、起業プラザひょうごを利用できない期間が月間7営業日以内である場合は、所定の諸会費をいただきます。

(第15条 店舗の利用について)

1. 起業プラザひょうごの店舗内及び店舗周辺において、会員による次の行為を禁止します。
 - (ア) 大声での会話や電話、騒音を出す行為、起業プラザひょうごが提供するWi-Fiを経由して大量のデータアップロードをするなど、他の会員の迷惑となる行為。
 - (イ) 会話、電話、飲食を禁止された場所で左記行為をすること。

(ウ) 許可なく物品の売買や営業活動、勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること。

(エ) 当法人が不適当と判断する服装での利用。

(オ) 匂いの強いお弁当やカップラーメンなどの汁物、アルコール類を持ち込むこと。

(カ) 店舗所定の場所以外で喫煙すること（電子タバコ・無煙タバコを含む）。

(キ) 動物を店舗内に持ち込むこと（ただし、身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認した上で、ご来店頂けます）。

(ク) 泥酔状態で利用すること。

(ケ) 他の会員にむやみに声をかけること、個人情報を読み出すこと。

(コ) 許可なく店舗内で撮影・録音すること。

(サ) 刃物等の危険物を店舗内に持ち込むこと。

(シ) 起業プラザひょうごの諸施設・器具・備品その他当法人が管理する物品の損壊や持出し、落書きや造作をすること。

(ス) 所定の場所以外での排泄行為。

(セ) 他の会員、従業員、当法人その他第三者を誹謗、中傷すること。

(ソ) 他の会員、従業員その他第三者に対する暴行行為、威嚇行為、その他他人に不快感又は危険を及ぼす行為。

(タ) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。

(チ) 他の会員や従業員の待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけその他のストーカー行為。

(ツ) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法による従業員の拘束その他の従業員の業務を妨げる行為。

(テ) 他の会員の施設利用を妨げる行為。

(ト) 正当な理由なく当法人従業員の指示に従わないこと。

(ナ) 起業プラザひょうごの秩序を乱す行為。

(ニ) 第三者の保有する情報等を不正に収集、開示する行為。

(ヌ) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為。

(ネ) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反するまたは違反するおそれのある行為。

(ノ) 本項各号に準じる行為。

(ハ) その他、当法人において不適切と判断する行為。

2. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員は、その場で起業プラザひょうごの利用を中止していただくことがあります。その際、当法人にて除名処分を取る場合がございますのでご了承ください。

(第16条 ビジター利用者)

1. 会員以外のお客さま（以下「ビジター」という）にも店舗をご利用頂くことができます。なお、この場合ビジターは別途定めた入店に関する書類を記入頂いた上で施設利用料金をお支払い頂きます。
2. 前項に規定にかかわらず、店舗混雑時は、会員を優先させて頂くため、ビジターは店舗をご利用いただけない場合があります。
3. ビジターについても、会員と同様に本規約が適用されます。

(第17条 諸規則の遵守)

会員は起業プラザひょうごの利用に際して、本規約及び当法人が別途定める規則、注意事項を遵守し、店舗内では従業員の指示に従って頂きます。

(第18条 利用案内)

本規約に定めのない運営事項については、施設内掲示、利用案内又は当法人が別途作成する規則に定めます。

(第19条 損害賠償)

1. 会員が起業プラザひょうごの利用中、会員自身が受けた損害に対して、当法人及び産業活性化センターは、当法人及び産業活性化センターに故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、当法人及び産業活性化センターは、当法人及び産業活性化センターに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
3. 会員及びビジターは、起業プラザひょうごの利用に際して当法人、従業員又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。ビジターを同伴した会員は、同伴したビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

(第20条 盗難)

会員は起業プラザひょうごに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他起業プラザひょうごの利用に際して生じた盗難・毀損等について、当法人及び産業活性化センターは、当法人及び産業活性化センターに故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

(第21条 紛失物・忘れ物・放置物)

1. 会員が起業プラザひょうごの利用に際して生じた紛失については、当法人及び産業活性化センターは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、原則として当該物が発見された店舗において2週間保管した後、処理させていただきます。但し、忘れ物・放置物が飲食物であった場合には即日処分します。

(第22条 遅延損害金)

本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、当法人の督促に対しての支払も行なわれず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする）で計算した（1円未満を除く）遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、当法人による除名を免れるものではありません。

(第23条 免責事項)

次に掲げる事由により会員が被った損害について、当法人は、その責を負いません。

1. 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当法人の責めに帰すことのできない事由。
2. 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
3. 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
4. その他本サービスの利用に関連して発生した損害。

(第24条 不可抗力による契約の消滅)

前条第1号記載の天変地異その他の当法人及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、起業プラザひょうごのサービス提供は終了します。これにより当法人又は会員の被った損害について、相手方はその責めを負わないものとします。

(第25条 権利の譲渡の禁止)

会員は、如何なる場合も本契約から生じる権利・義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、相続、貸与、担保に供し、又は承継させることはできません。

(第26条 専属的合意管轄裁判所)

会員と当法人との間で生じる一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(第27条 本規約の改定)

当法人が本規約を改定する場合は、十分な期間をもって第28条及び別途当法人が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。その効力は当該改定時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

(第28条 告知方法)

本規約の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつホームページに掲示することによりこれを会員に告知するものとします。

(第29条 細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当法人が定めるものとします。

以上

平成29年10月1日 制定

平成29年11月14日 一部改定

令和元年5月1日 一部改定

起業プラザひょうご coworkingスペース追加規定

NPO法人コミュニティリンク

(第1条 適用範囲)

起業プラザひょうご coworkingスペース追加規定（以下、『本規定』といいます。）は、起業プラザひょうご利用規約の追加規定として利用規約の一部を構成するものです。「起業プラザひょうご」において提供されるサービスの内、coworkingスペースを契約する会員（以下、『契約者』といいます。）すべてに適用されます。

(第2条 郵送物・宅配物の受取り)

1. 契約者は荷物受取りオプション又は登記オプションを契約し、別途定めた料金を当法人に支払うことで、契約者宛の郵送物及び宅配物（以下、『荷物』といいます。）を起業プラザひょうご受付にて一時的に保管することができます。
2. 保管期限は荷物の受領日より1ヶ月後とし、契約者は保管期限までに受付まで受取りに来ることとします。
3. 以下に該当する荷物は受け取ることができません。
 - a. 代引きや着払い
 - b. 保管が難しいもの（生モノ、クール便、生き物、危険物など）
 - c. 現金書留・金銭、証券、小切手などの現金価値がある荷物
 - d. 契約登録されていない名義・宛名の荷物
 - e. 内容証明、特別送達など
 - f. 3辺の合計が80cmを超える大きな荷物
 - g. 他、運営者が受取りに不適切だと判断した荷物
4. 保管期限を過ぎた荷物及び荷物受取りオプション未契約者宛の荷物については当法人にて廃棄します。その際の荷物の損失に対して当法人はその責任を負わないものとします。
5. 荷物の一時的な保管中における破損、紛失、盗難等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

以上

平成30年6月1日制定

起業プラザひょうごワーキングデスク追加規定

NPO法人コミュニティリンク

(第1条 適用範囲)

起業プラザひょうごワーキングデスク追加規定（以下、『本規定』といいます。）は、起業プラザひょうご利用規約の追加規定として利用規約の一部を構成するものです。「起業プラザひょうご」において提供されるサービスの内、ワーキングデスクを契約する会員（以下、『契約者』といいます。）すべてに適用されます。

(第2条 利用可能者)

ワーキングデスクは、契約者のみが利用できます。『起業プラザひょうご』スタッフ及び契約者以外はワーキングデスクエリアに入ることはできません。

(第3条 鍵の取扱い)

1. 当法人は契約者に対し、ワーキングデスクを利用するための鍵を貸与します。
2. 契約者は来店時に受付で鍵を受取り、退店時に受付で鍵を返却してください。
3. 契約者は自己の責任で鍵を管理するものとし、鍵の破損、紛失、盗難、第三者の偽造・盗用、第三者への貸与・譲渡等から発生する契約者および収納物に関する損害については、当法人は責任を一切負いません。
4. 契約者は貸与された鍵を複製または第三者に譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。
5. 契約者は貸与された鍵等を紛失、盗難、毀損等した場合は直ちに当法人に報告するものとします。またこの場合、契約者は当法人に再交付手数料としてシリンダー交換等にかかる実費を支払うものとします。

(第4条 郵送物・宅配物の受取り)

1. 契約者は荷物受取りオプション又は登記オプションを契約し、別途定めた料金を当法人に支払うことで、契約者宛の郵送物及び宅配物（以下、『荷物』といいます。）を起業プラザひょうご受付にて一時的に保管することができます。
2. 保管期限は荷物の受領日より1ヶ月後とし、契約者は保管期限までに受付まで受取りに来ることとします。
3. 以下に該当する荷物は受け取ることができません。
 - a. 代引きや着払い
 - b. 保管が難しいもの（生モノ、クール便、生き物、危険物など）
 - c. 現金書留・金銭、証券、小切手などの現金価値がある荷物
 - d. 契約登録されていない名義・宛名の荷物
 - e. 内容証明、特別送達など
 - f. 3辺の合計が80cmを超える大きな荷物
 - g. 他、運営者が受取りに不適切だと判断した荷物
4. 保管期限を過ぎた荷物及び荷物受取りオプション未契約者宛の荷物については当法人にて廃棄します。その際の荷物の損失に対して当法人はその責任を負わないものとします。
5. 荷物の一時的な保管中における破損、紛失、盗難等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

(第5条 登記オプション)

1. 契約者は登記オプションを契約し、別途定めた料金を当法人に支払うことで、『起業プラザひょうご』の住所を登記登録に利用することができます。
2. 契約者が登記オプションの契約を解除した場合、解除日までに登記情報を別住所に変更または抹消することとします。登記情報が変更または抹消されなかったことによって本施設や運営者に損害が生じた場合には、契約者は契約解除後であっても本施設の損害を賠償する義務を負うものとします。

以上

平成29年10月1日制定

起業プラザひょうごスモールオフィス追加規定

NPO法人コミュニティリンク

(第1条 適用範囲)

起業プラザひょうごスモールオフィス追加規定（以下、『本規定』といいます。）は、起業プラザひょうごご利用規約の追加規定として利用規約の一部を構成するものです。「起業プラザひょうご」において提供されるサービスの内、スモールオフィスを契約する会員（以下、『契約者』といいます。）すべてに適用されます。

(第2条 利用可能者)

1. スモールオフィスは、契約者及び契約者が利用可能と認めた「起業プラザひょうご」の会員（以下、『利用可能者』といいます。）のみが利用できます。
2. 契約者は、利用可能者の追加・変更・削除等があった場合は、直ちに当法人に連絡するものとします。

(第3条 鍵の取扱い)

1. 当法人は契約者に対し、スモールオフィスを利用するための鍵を貸与します。
2. 貸与した鍵は建物内（サンパル）から持ち出すことはできません。
3. 営業時間内での利用時は、来店時に受付で鍵を受取り、退店時に受付で鍵を返却してください。
4. 営業時間外（但しサンパル開館時間に限る）での利用時は、サンパル防災センターにて鍵を受取り及び返却を契約者または利用可能者自身で行ってください。
5. 契約者は自己の責任で鍵を管理するものとし、鍵の破損、紛失、盗難、第三者の偽造・盗用、第三者への貸与・譲渡等から発生する契約者および収納物に関する損害については、当法人は責任を一切負いません。
6. 契約者は貸与された鍵を複製または第三者に譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。
7. 契約者は貸与された鍵等を紛失、盗難、毀損等した場合は直ちに当法人に報告するものとします。またこの場合、契約者は当法人に再交付手数料としてシリンダー交換等にかかる実費を支払うものとします。

(第4条 郵送物・宅配物の受取り)

1. 契約者宛の郵送物及び宅配物（以下、『荷物』といいます。）は起業プラザひょうご受付にて一時的に保管します。保管期限は荷物の受領日より1ヶ月後とし、契約者は保管期限までに受付まで受取りに来ることとします。
2. 以下に該当する荷物は受け取ることができません。
 - a. 代引きや着払い
 - b. 保管が難しいもの（生モノ、クール便、生き物、危険物など）
 - c. 現金書留・金銭、証券、小切手などの現金価値がある荷物
 - d. 契約登録されていない名義・宛名の荷物
 - e. 内容証明、特別送達など
 - f. 3辺の合計が80cmを超える大きな荷物
 - g. 他、運営者が受取りに不適切だと判断した荷物
3. 保管期限を過ぎた荷物及びスモールオフィス未契約者宛の荷物については当法人にて廃棄します。その際の荷物の損失に対して当法人はその責任を負わないものとします。
4. 荷物の一時的な保管中における破損、紛失、盗難等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者がスモールオフィスを解除した場合、解除日から1か月以内に住所の情報をWebサイト・名刺・パンフレットその他一切の資料から削除することとします。これらの情報が削除されなかったことによって本施設や運営者に損害が生じた場合には、契約者は契約解除後であっても本施設の損害を賠償する義務を負うものとします。

(第5条 登記オプション)

1. 契約者は登記オプションを契約し、別途定めた料金を当法人に支払うことで、『起業プラザひょうご』の住所を登記登録に利用することができます。
2. 契約者が登記オプションの契約を解除した場合、解除日までに登記情報を別住所に変更または抹消することとします。登記情報が変更または抹消されなかったことによって本施設や運営者に損害が生じた場合には、契約者は契約解除後であっても本施設の損害を賠償する義務を負うものとします。

以上

平成29年10月1日制定